資料２

○久喜市都市計画審議会運営規則

平成２２年３月２３日

規則第２０５号

（趣旨）

第１条　この規則は、久喜市都市計画審議会条例（平成２２年久喜市条例第２０４号）第８条の規定に基づき、久喜市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長の任期）

第２条　会長及び副会長の任期は、当該委員（以下「委員」という。）の任期期間中とする。

（招集）

第３条　会長は、審議会開催の日の３日前までに、招集の日時、場所及び会議の事項を委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

（会議録）

第４条　会長は、会議録を作成しなければならない。

（会議の公開）

第５条　審議会の会議は、公開とする。

（傍聴）

第６条　会議は、会長の許可を得て傍聴することができる。

２　会長は、会議運営上支障があると認めるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。

（委員の除斥）

第７条　委員は、自己若しくは同居の親族又はその配偶者に関する事項については、その審議に参与することができない。ただし、会長が必要と認めるときは、除斥された委員も参考人として出席し、説明等のため発言することができる。

（参考人）

第８条　会長が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

（その他）

第９条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規則は、平成２２年３月２３日から施行する。